2　福島復興再生特別措置法の制定に伴い、次の措置を講ずることとした。

㈠　東日本大震災復興特別区域法の認定復興推進計画に基づき適用することができる次の制度について、その適用対象に、福島復興再生特別措置法の規定により課税の特例を含む復興推進計画の作成をすることができることとなる福島県の地方公共団体が認定を受けた復興推進計画に基づくものを加えることとする。また、⑴のうち即時償却ができる措置については、平成二八年三月三一日まで適用を受けることができることとする。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条の二、第一〇条の三、第一〇条の五、第一七条の二、第一七条の三、第一七条の五、第一八条の三、第一八条の四、第二五条の二、第二五条の三、第二五条の五、第二六条の三及び第二六条の四関係）

(1)　復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度

(2)　復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度

(3)　復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却制度等

(4)　再投資等準備金制度

(5)　再投資設備等を取得した場合の特別償却制度

㈡　避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の創設

福島復興再生特別措置法の規定により福島県知事の確認を受けた事業者が、避難解除区域に係る避難等指示が解除された日から同日以後五年を経過する日までの間に特定機械装置等の取得等をして、その避難解除区域内においてその事業の用（貸付けの用を除き、従業者の居住の用を含む。）に供した場合には、その特定機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額（建物等及び構築物については、取得価額の一〇〇分の二五相当額）の特別償却と取得価額の一〇〇分の一五（建物等及び構築物については、一〇〇分の八）相当額の特別税額控除との選択適用ができることとする。ただし、特別税額控除額については当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とし、控除限度超過額については四年間の繰越しができる。なお、右記㈠(1)、㈠(2)及び㈠(4)の制度の適用を受ける事業年度においては、この制度を適用しない。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条の二の二、第一七条の二の二及び第二五条の二の二関係）

㈢　避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度の創設

避難解除区域に係る避難等指示が解除された日から同日以後三年を経過する日までの間に福島復興再生特別措置法の規定により福島県知事の確認を受けた事業者が、その確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（以下「適用期間」という。）内の日を含む各事業年度の適用期間内において、その避難解除区域内に所在する事業所に勤務する避難対象雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額のうちその各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものの一〇〇分の二〇相当額の特別税額控除ができることとする。ただし、当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とする。なお、右記㈠(1)、㈠(2)、㈠(4)及び㈡の制度並びに租税特別措置法の雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度の適用を受ける事業年度においては、この制度を適用しない。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条の三の二、第一七条の三の二及び第二五条の三の二関係）

3　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による買取決定に係る債権又は産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人について債務処理に関する計画が策定されたことにより、その法人が株式会社東日本大震災事業者再生支援機構又は産業復興機構からこれらの債権につき債務の免除等を受けた場合には、期限切れの欠損金の損金算入制度の適用ができることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一七条及び第二五条関係）

4　東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税限度額（改正前一、〇〇〇万円）を次のとおり拡充した上、その適用期限を平成二六年一二月三一日まで延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三八条の二関係）

㈠　住宅取得等資金を充てて新築等をした住宅用の家屋が省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用の家屋である場合　一、五〇〇万円

㈡　住宅取得等資金を充てて新築等をした住宅用の家屋が右記㈠の住宅用の家屋以外の住宅用の家屋である場合　一、〇〇〇万円

5　信託会社等が、平成二四年四月一日から平成二八年三月三一日までの間に、東日本大震災により相当な損害を受けた地域の地方公共団体との信託契約に基づき一定の建築物の建築をする場合には、当該建築物及びその敷地の用に供される土地の信託の登記については、当該建築物内に存する公用又は公共の用に供される部分に対応する登録免許税を免税とする措置を講ずることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四〇条の五関係）

6　株式会社商工組合中央金庫が受ける抵当権の設定登記等の税率の特例について、東日本大震災の被災者を対象として行われる資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記等に対する軽減税率の適用期限を三年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四一条の四関係）

一〇　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（法律第一七号）（総務省）

一　地方税法の一部改正関係

1　道府県民税及び市町村民税

㈠　公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることとした。（第四五条の二及び第三一七条の二関係）

㈡　給与支払報告書又は公的年金等支払報告書（以下「報告書」という。）を提出する場合において、給与支払報告書にあっては所得税に係る給与所得の源泉徴収票の提出について、公的年金等支払報告書にあっては所得税に係る公的年金等の源泉徴収票の提出について、当該源泉徴収票に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用して送付する方法又は光ディスク等を提出する方法によらなければならない者は、当該報告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用して送付する方法又は光ディスク等を提出する方法のいずれかにより市町村長に提供しなければならないこととした。（第三一七条の六関係）

2　事業税

新関西国際空港株式会社及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社について、平成二四年四月一日から平成二六年三月三一日までの間に開始する事業年度に限り、資本金等の額から、当該資本金等の額の六分の五に相当する金額を控除する資本割の課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第九条関係）

3　不動産取得税

㈠　新関西国際空港株式会社が、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する事業の用に供する一定の不動産を取得した場合等について、非課税とする特例措置を講ずることとした。（第七三条の四関係）

㈡　生前一括贈与により取得する農地等に係る徴収猶予措置について、徴収猶予を一〇年以上（貸付け時において六五歳未満である場合には、二〇年以上）受けている者が、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき農地等の貸付けを行ったときは、徴収猶予の継続を認めることとした。（附則第一二条関係）